

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年9月11日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000028号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000049号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年7月10日は22万円、同年12月11日は36万円、平成22年7月9日は45万9,000円、同年12月10日は36万円、平成23年7月7日は46万2,000円、同年12月9日は36万円、平成24年7月13日は45万円、同年12月14日は35万5,000円、平成25年7月12日は43万8,000円及び同年12月13日は35万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月10日、同年12月11日、平成22年7月9日、同年12月10日、平成23年7月7日、同年12月9日、平成24年7月13日、同年12月14日、平成25年7月12日及び同年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月10日、同年12月11日、平成22年7月9日、同年12月10日、平成23年7月7日、同年12月9日、平成24年7月13日、同年12月14日、平成25年7月12日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年7月10日は23万3,000円、平成23年7月7日は49万5,000円、平成24年7月13日は48万9,000円及び平成25年7月12日は46万6,000円に訂正することが必要である。

なお、平成21年7月10日、平成23年7月7日、平成24年7月13日及び平成25年7月12日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月10日  
② 平成21年12月11日  
③ 平成22年7月9日

- ④ 平成 22 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成 23 年 7 月 7 日
- ⑥ 平成 23 年 12 月 9 日
- ⑦ 平成 24 年 7 月 13 日
- ⑧ 平成 24 年 12 月 14 日
- ⑨ 平成 25 年 7 月 12 日
- ⑩ 平成 25 年 12 月 13 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がないので、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者の賞与明細書の控え、「賞与支給控除一覧表」、「平成 24 年賞与台帳」及び請求期間に係る源泉徴収簿、同僚から提出された賞与明細書の写し並びに請求期間（請求期間①及び②を除く。）に係るB銀行から提出された請求者に係る普通預金元帳（以下「賞与関連資料」という。）に加えて事業主からの回答により、請求者は、事業主から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料及び事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、請求期間①は 22 万円、請求期間②は 36 万円、請求期間③は 45 万 9,000 円、請求期間④は 36 万円、請求期間⑤は 46 万 2,000 円、請求期間⑥は 36 万円、請求期間⑦は 45 万円、請求期間⑧は 35 万 5,000 円、請求期間⑨は 43 万 8,000 円及び請求期間⑩は 35 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 賞与関連資料により、請求期間①、⑤、⑦及び⑨について、当該請求期間に係るそれぞれの賞与支給額に見合う標準賞与額は、上記 1 の訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間①は 23 万 3,000 円、請求期間⑤は 49 万 5,000 円、請求期間⑦は 48 万 9,000 円及び請求期間⑨は 46 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、当該資料によると、請求者は、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しな

いことから、上記訂正後の標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000061号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000048号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における昭和61年1月1日から平成7年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

昭和61年1月から平成7年1月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年1月から平成7年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成4年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年8月及び同年9月の標準報酬月額については、別表の第6欄に掲げる標準報酬月額から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成4年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月1日から平成7年2月21日まで

私がA社に勤務していた期間のうち昭和61年1月から平成7年1月までの標準報酬月額は、私が所持している給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書を所持していない期間については、家計簿、預金通帳等の資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、昭和61年1月1日の随時改定により、

22万円から17万円に減額され、以降昭和62年10月に16万円、平成2年10月に17万円と推移していることが確認できる。また、複数の同僚の標準報酬月額についても、昭和61年1月1日の随時改定により減額されていることが確認できる。

しかしながら、請求者に係る昭和61年1月1日の随時改定については、昭和60年10月に固定的賃金の変動（減額）があり、当該変動月以後3か月間の報酬額の平均額が4等級（5万円）の減額となる必要があるところ、請求者から提出された昭和60年7月から昭和62年3月までの期間（昭和60年10月、昭和61年3月及び同年6月を除く。）に係る家計簿によると、当該変動月前後の収入額に大きな変動はないことに加え、請求者と同様に随時改定により標準報酬月額が減額されている同僚のうち1名の給与振込口座の履歴において、昭和60年10月以後3か月の振込額は、同年8月及び同年9月の振込額より高額であり、昭和61年1月以降の振込額もオンライン記録により確認できる当該同僚の標準報酬月額より高額であることが確認できることを踏まえると、昭和60年10月に請求者の報酬月額が減額された状況は見受けられず、同年10月以降も請求者の報酬月額が著しく減額されたものとは考え難い。

また、請求者及び請求期間当時の請求者の配偶者であった同僚から提出された請求者の昭和62年4月分、同年7月分から同年9月分、同年11月分から昭和63年7月分及び同年10月分から同年12月分の給料支払明細書、平成元年4月分から同年6月分、平成2年4月分、同年5月分、同年7月分、同年8月分、平成3年1月分から同年7月分、同年9月分から平成4年1月分、同年3月分から平成5年12月分及び平成6年12月分の給与支払明細書並びに昭和63年分、平成2年分及び平成3年分給与所得の源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）によると、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び給与支給額に見合う報酬月額は、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

なお、平成5年12月まで厚生年金保険料率は男女で異なっていたところ、上記給与明細書等によると、請求者の給与から、男子の保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち昭和61年1月から同年9月までの期間については、請求者に上記随時改定前の標準報酬月額に相当する給与が支払われ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和61年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、上記随時改定前の標準報酬月額である22万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち昭和61年10月から平成3年9月までの期間及び平成5年10月から平成7年1月までの期間については、請求者から提出された預金通帳により、昭和61年8月から平成7年2月まで、毎月給与が振り込まれていることが認められること及び当該振込額、給与明

細書等から判断すると、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額の見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和61年10月から平成3年9月までの期間及び平成5年10月から平成7年1月までの期間に係る標準報酬月額については、預金通帳、給与明細書等により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

- 3 請求期間のうち平成3年10月から平成5年9月までの期間については、上述の給与明細書等により、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成3年10月から平成5年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる請求期間ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

- 4 事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないものの、昭和61年1月から平成7年1月までの期間について、家計簿、預金通帳、給与明細書等により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、家計簿、預金通帳、給与明細書等により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等により社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求期間のうち平成4年8月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書等により、別表の第4欄及び第6欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成4年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月（平成4年8月及び同年9月）について、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、上記における別表の第7欄の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚年年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和61年1月から同年9月まで	17万円	22万円	—	24万円	22万円	—
昭和61年10月及び同年11月	17万円	22万円	—	24万円	22万円	—
昭和61年12月	17万円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和62年1月から同年4月まで	17万円	22万円	—	24万円	22万円	—
昭和62年5月	17万円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和62年6月	17万円	22万円	—	24万円	22万円	—
昭和62年7月から同年9月まで	17万円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和62年10月から昭和63年2月まで	16万円	22万円	—	24万円	22万円	—
昭和63年3月から同年6月まで	16万円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和63年7月	16万円	26万円	—	24万円	24万円	—
昭和63年8月及び同年9月	16万円	24万円	—	26万円	24万円	—
昭和63年10月	16万円	26万円	—	26万円	26万円	—
昭和63年11月	16万円	28万円	—	26万円	26万円	—
昭和63年12月	16万円	26万円	—	26万円	26万円	—
平成元年1月	16万円	28万円	—	26万円	26万円	—
平成元年2月及び同年3月	16万円	24万円	—	26万円	24万円	—
平成元年4月	16万円	28万円	—	26万円	26万円	—
平成元年5月から同年7月まで	16万円	26万円	—	26万円	26万円	—
平成元年8月	16万円	28万円	—	28万円	28万円	—
平成元年9月	16万円	26万円	—	28万円	26万円	—
平成元年10月	16万円	30万円	—	28万円	28万円	—
平成元年11月	16万円	28万円	—	28万円	28万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚年年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚年年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成元年12月	16万円	24万円	—	28万円	24万円	—
平成2年1月	16万円	28万円	—	24万円	24万円	—
平成2年2月及び同年3月	16万円	26万円	—	24万円	24万円	—
平成2年4月	16万円	30万円	—	24万円	24万円	—
平成2年5月	16万円	28万円	—	24万円	24万円	—
平成2年6月	16万円	26万円	—	24万円	24万円	—
平成2年7月	16万円	30万円	—	24万円	24万円	—
平成2年8月及び同年9月	16万円	28万円	—	32万円	28万円	—
平成2年10月	17万円	24万円	—	32万円	24万円	—
平成2年11月及び同年12月	17万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成3年1月	17万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成3年2月	17万円	28万円	—	30万円	28万円	—
平成3年3月	17万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成3年4月から同年5月	17万円	36万円	—	30万円	30万円	—
平成3年6月	17万円	38万円	—	30万円	30万円	—
平成3年7月	17万円	36万円	—	30万円	30万円	—
平成3年8月	17万円	32万円	—	38万円	32万円	—
平成3年9月	17万円	28万円	—	38万円	28万円	—
平成3年10月から平成4年7月まで	17万円	—	36万円	38万円	36万円	—
平成4年8月及び同年9月	17万円	—	36万円	30万円	30万円	36万円
平成4年10月から平成5年9月まで	17万円	—	28万円	30万円	28万円	—
平成5年10月	17万円	30万円	—	30万円	30万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	報酬月額に 見合う標準 報酬月額	本来の標準 報酬月額	厚生年金保 険料控除額 に見合う標 準報酬月額	厚年年金特 例法訂正後 の標準報酬 月額	厚年年金保 険法(75条本 文)訂正後の 標準報酬月 額
平成5年11月	17万円	28万円	—	30万円	28万円	—
平成5年12月から 平成6年3月まで	17万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成6年4月から 同年7月まで	17万円	28万円	—	30万円	28万円	—
平成6年8月	17万円	32万円	—	30万円	30万円	—
平成6年9月	17万円	34万円	—	30万円	30万円	—
平成6年10月	17万円	36万円	—	30万円	30万円	—
平成6年11月	17万円	32万円	—	28万円	28万円	—
平成6年12月及び 平成7年1月	17万円	28万円	—	28万円	28万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000036号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000047号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年9月から昭和52年5月11日まで  
② 昭和52年6月27日から昭和62年10月1日まで

私は、昭和48年にA社に入社して、昭和52年に一度退社したが、すぐ再入社して昭和62年まで勤務した。この間の厚生年金保険の被保険者の記録がないが、被保険者として厚生年金保険料を控除されていたはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は二度にわたってA社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、請求者が同社の所在地や移転の経緯を詳細に記憶している上、請求者の記憶が商業登記簿謄本で確認できる事項と合致すること及び請求期間①については同僚の息子が、請求期間②については複数の同僚が請求者を記憶していることから、期間の特定はできないものの請求者が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、B社の事業主は、請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっており、資料が保存されていないことから、A社における請求者の勤務実態、厚生年金保険に係る届出及び給与からの請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書を保管していないことから、給与からの請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同僚調査において請求者の給与からの請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られなかった。

さらに、請求者は、A社における請求期間①及び②当時の同僚として3名の名前を挙げているところ、1名については請求期間①及び②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、他の1名の同僚は、同僚自身も請求期間①及び②に同社で勤務していたと回答してい

るが、当該同僚は同社において請求期間①及び②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、残りの1名についても同社で厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

加えて、A社における請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において整理番号に欠番はない。

また、請求期間①及び②に係る請求者の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000110号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000046号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年2月3日から同年6月17日まで  
② 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

請求期間①について、昭和61年の手帳が見つかったことによりA社Cサービスステーションに勤務していた請求期間の月ごとの勤務日数及び勤務時間がわかったが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社に在職していた昭和62年1月13日の出勤前に即入院することになり、体を起こすことも禁止されるような状況だったため、病院の公衆電話から「今月末で退社の手続きをしてください。」と会社に依頼し、翌月から夫の扶養に入れてもらう段取りにもらった。ねんきん定期便を確認したところ、1か月未加入期間になっていることから、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者から提出された手帳及び祝電により、請求期間にA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は、当時の従業員名簿や賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時を知る従業員もいない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、請求者が名字を記憶する同僚について、当該事業所に係るオンライン記録から同姓の者に照会を行ったものの回答を得られなかった。

このほか、請求者が請求期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者に係るB社の離職年月日は昭和62年1月31日であることが確認できる一方、退職の日に「昭和62年1月30日」、資格喪失年月日欄に「昭和62年1月31日」と記載されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を事業主は提出していることから、請求どおりの届出を行っておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、請求者から提出された請求期間当時の預金通帳における給与振込の記載により、昭和61年8月7日から昭和62年2月7日までの毎月、B社から給与の振込が確認できるものの、当該振込金額は一定ではなく、当時の給与形態が確認できないことから、当該振込記録のみでは当該事業所から請求期間における厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

さらに、請求者が記憶している上司は既に亡くなっていることから回答を得られず、請求者と同じ業務に携わっていた同僚に照会し回答を得たが、請求期間当時の給与形態については覚えておらず、当該同僚から在職期間の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も得られない。

このほか、請求者が請求期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。